

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、
翌日の翌日)

◇ 告 示 目 次
米飯提供業者の登録

告 示

鳥取県告示第四百八十二号

昭和四十年九月三十日定例県議会を鳥取市に招集する。

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
米振第一五四号	昭四〇、九、三	久米 國藏	今川 食堂	米子市角盤町二丁目一	住所に同じ。
" 一五五 "	" "	生田 未秋	レストラン	い 境港市東町六	米子市角盤町二丁目六四
" 一五六 "	" "	遠藤 輝男	米子市役所職員組合食堂	米子市中町二〇	住所に同じ。
" 一五七 "	" "	金田 要	大山 荘 食堂	久米町一四〇	米子市皆生一、二二一
" 一五八 "	" "	鹿津 源藏	志 津 道笑町一丁目三四	" "	住所に同じ。
" 一五九 "	" "	谷島 文子	三 角 屋	内町八八	米子市万能町六五
鳥振第二四三号	" "	七 原田 益恵	し ん で ん や	鳥取市吉方三〇二	住所に同じ。

昭和四十年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗